# 最新重要判例評釈(16)

● 少年法 16 条に基づく援助協力の依頼により捜査機関から送付を受けた証拠の存在を附添人に了知させなかった措置が違法とはいえないとされた事例

最三小決平成 10 • 4 • 21 刑集 52 巻 3 号 209 頁

#### 広島大学法学部助教授 吉中 信人

## 事実の概要

本件は、犯行時 15 歳から 17 歳までの少年 ABCDE が、中学生 4 名から金銭を喝取し又 は喝取しようとしたとされる事案について、 家裁に送致された ABCD に対する恐喝・同 未遂保護事件の再抗告審決定のうち、A(原 原審決定時 18歳) に関するものである。A は検察官の取調段階以降一貫して非行事実の 存在について否認したため、捜査段階におい てAとの共謀も含む非行事実の全部を認め たE(当時別件の毒物及び劇物取締法違反等 により少年院に在院中) の証人尋問が行われ た。Eはあいまいな供述しかせず、以前の調 書は、そのほとんどが取調官の誘導によって 供述させられたものである旨の証言をしたた め、原原審は少年法 16 条に基づき E の取調 状況について検察官及び警察署長に報告を求 めてその回答を得た。しかし、この依頼及び 回答結果については、事前にも事後にも A の附添人らに一切知らせることなく、この回 答の一部をも考慮してEの捜査段階の供述 の信用性を肯定し、さらにAの捜査段階の 自白の信用性を肯定した上で他の証拠と併せ て非行事実を認定し、BCD 同様保護観察に 付する旨の決定を言い渡した。

附添人らは事実誤認を理由に抗告を申し立 て、さらに決定文を見て初めて援助協力依頼 の事実を知ったとして抗告期間経過後に補充 書を提出し、探索的な補充捜査と、依頼の存 在及び回答の結果を了知させなかったことと が憲法31条及び少年法1条に違反するとし て抗告した。原審は、A及びEの捜査段階 における自白の信用性を肯定し、他の証拠に ついても検討した上事実誤認をいう論旨を理 由がないとして抗告を棄却したが、付言とし て(補充書の主張は抗告期間を徒過したもの で不適法とされる)、原原審の、了知させな かったという措置については審判の公正さか ら相当問題があるものの、回答結果がなくて も非行事実は認められるから、これをもって 原審の審判手続に違法があるとまでいえない とした。

附添人らは、重大な事実誤認と、原原審の 措置が憲法 31条の適正手続条項及び流山事 件決定(最決昭 58・10・26 刑集 37 巻 8 号 1260 頁)で認められた合理的羈束裁量に違 反しておりこれを看過した原決定にも同様の 違法があるとして、原決定の取消しを求めて 再抗告をなした。

## 決定要旨

最高裁判所第三小法廷は、附添人引用の流 山事件についての判例は所論のような趣旨ま で判示したものでなく、また違憲をいう点は 単なる法令違反、事実誤認の主張であって、 少年法35条1項の抗告理由に当たらないと したが、職権で次のように判断した。

「本件のように少年が非行事実を争っている保護事件においては、その争点について、援助協力の依頼に応じた捜査機関から送付を受けた証拠は、附添人が選任されている場合には、特段の事情のない限り、その証拠の送付を受けた旨を附添人に通知するのが相当であり、附添人が選任されていない場合には、証拠の重要性に応じて、その内容の要点を少年に告げるなど少年に防御の機会を与えるよう配慮した運用が望ましいが、本件においては、捜査機関から送付を受けた回答の存在を附添人に了知させなかったのであるから、その措置は妥当性を欠いたものというほかない。

しかしながら、記録によれば、送付を受けた回答は、附添人らがその内容を了知していた捜査書類を要約したもので、援助協力の依頼の時点で既に捜査報告書にまとめられていたものとか、前記証人が検察官に事実を認める供述をした際の様子を記載したものなどであって、これらは、証拠全体の中で重要な位置を占める性質のものとはいえず、しかも、少年に対しては、審判全体を通じて、前記証人に対する尋問を含む十分な防御の機会が保障され、右回答の結果を知らなかったことにより防御上特段の不利益を生じたともいえない。このように、回答の重要性の程度、性

質、審判全般における少年の具体的な防御の 状況等に照らして考えてみると、原原審の措 置をもっていまだ裁量の範囲を逸脱した違法 なものということはできないから、原決定は 結論において正当である。」

(本決定には原原審の措置を、妥当性を欠くというにとどまらず違法であるとする裁判官尾崎行信の意見が付されているが、評釈中で適宜言及する。)

## 評 釈

1 少年保護事件ないし少年審判に、適正 手続の要請をいかに反映させていくかという 問題は、現代少年法理論の重要な課題のひと つであり、著名な最高裁昭和58年流山事件 決定、特にそこで示された団藤裁判官の補足 意見により大きな一歩が示されたことは周知 のとおりである。いらい今日に至る実務の流 れは、時に文理解釈の枠を越えてまで(1)、一 定程度形式主義的な審判構造を模索する方向 へと進んでいるようにみえる。具体的には非 形式的審判構造の利点を損なわない限度で刑 事訴訟法の個別的な類推適用が問題となる が、少年審判は刑罰を科するための手続では ないところ、それで十分でなくあるいはその 適用がかえって不合理な結果となる場合は、 憲法の直接適用も問題となる。

本決定で職権判断された、援助協力<sup>(2)</sup>依頼の結果得られた証拠の存在を少年側に了知させることの適否も、規定のない事項について適正手続の理念からどう解すべきか示したものである。なお、本決定の裁判事項はこの点に限られているが、これは、再抗告審の審判対象ないしその解釈の制約を受けたものであり、事案の本質的な問題点はむしろ事実認定のあり方に存し、職権判断事項もその一場面に過ぎないことを等閑視すべきではないであろう<sup>(3)</sup>。ここから派生する論点も少なくない

が、評釈としての性質上、再抗告審の審判対 象に則して述べざるを得ない<sup>(4)</sup>。

2 附添人らは再抗告申立書において、 「憲法違反及び最高裁判所の判例違反」と 「重大な事実誤認」とを大きな2本の柱とし て、原決定の取消しを求めたのに対し、本決 定では、「本件抗告の趣意のうち、判例違反 をいう点は、所論引用の判例は所論のような 趣旨まで判示したものでないから、前提を欠 き、その余は、違憲をいう点を含め、実質は 単なる法令違反、事実誤認の主張であって、 少年法35条1項の抗告理由に当たらない。」 とした。まず、判例違反について、流山事件 決定のいわゆる合理的裁量論が、原原審のよ うな措置にまで及ばないとしたことについて は、流山事件が少年法14条2項等刑訴法準 用の明文規定がある場合の問題であったのに 対し、本件においてはそうではなく、規定の ない問題についての判断であり、前提を欠く という意味においては理解できる。しかし、 「違憲をいう点を含め、……少年法 35 条 1 項 の抗告理由に当たらない。」の部分について は検討を要する。文意からは必ずしも明確で はないが、ここで述べられていることが、(1) 違憲をいう点は単なる法令違反、(2)事実誤認 の主張は少年法35条1項の抗告理由に当た らない、ということだとすると、それぞれ疑 問がある。(1)については、原原審のとった措 置については、およそ法令の規定がないのだ から、法令違反とすることはできないのでは ないか、その場合規定がないからといって当 該措置をただちに適法として少年側にとって 不利益に解釈してよいか、これを消極に解す るとすると、当該措置が合憲か違憲かはとも かく、やはり憲法 31 条ないし 37 条 2 項を裁 判規範として適用して解釈する余地があるの ではないか、である。(2)については、少年法 32条の抗告理由が同法35条に規定する以外 の再抗告理由にもなるかという論点である

が、最決昭 58・9・5 (刑集 37 巻 7 号 901 頁)はこれを積極に解しており「原決定に同 法 32 条所定の事由(……)があってこれを取 り消さなければ著しく正義に反すると認めら れるときには、……職権により原決定を取り 消すことができる」としている<sup>(5)</sup>。少年審判 規則 53 条 2 項の解釈からも、原審、原原審 双方の当否を判断できると考えられる。しか し、本決定では、事実誤認の問題については 一蹴されている。原原審の措置については、 憲法問題はなく法令違反の問題としたことで 再抗告理由ではなくなり、従ってこの点につ き職権判断をして妥当性を欠く(尾崎意見で は違法な)措置と認定することになったので ある。

3 ところが、この妥当性を欠くとするこ との理由は、本決定では上述要旨に示される ように、否認事件において少年の実質的な防 御機会が奪われたということのみに依拠して いる。ここには、附添人らが主張したよう な、探索的且つ補充性を欠く補充捜査の結果 得られた証拠であるがゆえにいっそう許され ないといったところはなく、措置の違法をい う尾崎意見でさえ、家庭裁判所の審判の公平 性に対する信頼や審判そのものの公正感を損 なうから、という理由を付け加えているにす ぎない。つまり補充捜査依頼自体について は、実務上積極説で決着がついている(最決 平2・10・24 刑集 44 巻 7 号 639 頁参照) と の前提に立ち、探索的ないし補充性違反との 指摘も、原原審の措置はそれには当たらず、 またそもそも少年法には厳格な証拠法に関す る規定がないところ、原原審が伝聞例外に関 する刑訴法 321 条類似の思考のもと援助協力 依頼の結果得られた員面調書や検面調書を採 用し、これを事実認定に使用したことまでは 問題はないが、ただそれを少年側の検討や批 判にさらすことなく反対証拠提出の機会を奪 ったことが問題であったとしているようであ

る。このように、判例と尾崎意見の立場で は、裁判としては当然でもあるが、正当な援 助協力依頼の結果得られた証拠の了知という 場合の判断に限定されている。この点、少年 の防御利益の侵害という視点から、援助協力 依頼の結果に限らず、裁判所の手元にある証 拠の存在および内容の了知の必要性を問題に する見解がある(6)。たしかに、少年の防御権 保障という観点からは援助協力の場合に限る 必要もなく、特に少年審判規則8条2項の場 合も捕捉することもでき、理論として汎用性 も高い点魅力がある。しかし、この見解が同 時に、争点となっている証拠の存在自体を了 知させないで事実認定の基礎とした場合は、 実質的に新規性を持たない場合を例外とし て、裁量権の逸脱となり違法となる、として いることは、立法論としては格別、現行法の 解釈論としては疑問がある。尾崎裁判官の意 見もこれに近いものであるが、これらの見解 に限らず、これまでは、裁判所の個々の処分 又は措置に対する評価と抗告理由との関係の 考察が等閑視されてきたように思われる。そ こで、次に私見をもとに検討する。

4 私見は、援助協力依頼の回答結果を少 年側に了知させることは、運用論としてはそ うすべきであるが、少年法に義務規定のない 事項であり、違法の問題は生じない、とする ものである。ただし、回答の重要性の程度や その性質がどうであるか、そして、審判全体 における少年の具体的な防御の状況に照らし て、少年の防御に支障を生じたかを個別に判 断し、その支障の程度が、保護処分の決定主 文に影響を及ぼす場合は、実定法の規定を欠 く以上、違憲 (31条ないし37条2項) の問 題を生じ<sup>(7)</sup>(したがって、同時に35条1項の 再抗告理由にもなる)、少年法32条の「法 令」違反となって、抗告理由ありとして差じ 戻されるべきこととなる。これは、前半は判 例の用いた手法に則しているが、少年の防御 に支障を生じたとしてもただちに「違法」判 断を下さず、保護処分決定に影響があるか否 かを判断基準とする点で異なっている。前述 の川出助教授の見解も、少年の防御権侵害が ただちに「違法」宣言をもたらすとする点で は判例その他従来の見解と同様である。しか し、抗告理由となるのは、あくまで「決定に 影響を及ぼす」法令の違反があった場合であ り、私法上の賠償請求における評価は別論と しても、決定に影響を及ぼさない個々の措置 の「違法」を宣言することにどのような意味 があるだろうか。ましてや訓示規定すらない 状況では、当不当の問題はともかく適法・不 適法の問題は生じる余地がない<sup>(8)</sup>。しかし、 このことは、個別の措置としては不適正で も、それが終局判断に対して重要なものでな ければその個別行為が不適正でなくなるとい う意味では勿論ない。

ことは、単に非形式的な少年審判の手続構 造のみからではなく、終局処分と手続構造を トータルなものとして捉えた上で、真に少年 にとっての最善の利益は何か、ということを 少年司法全体の中で考えるべきことにつなが っており、保護処分の教育的効果を一顧だに することもなく、ただそれを避けるべきもの として、個々の措置の違法如何を議論するこ とは、結局のところ少年の利益にはつながら ない<sup>(9)</sup>であろう。「違法」であるとしたとこ ろで、それが主文に影響を与えない以上実益 はなく、単に宣言的意味を有するにすぎない (もちろん実際の審判実務に対する影響は大 きいかもしれないが、それが「妥当性を欠 く」といった場合とどれほど違うのかは疑問 である)。さらに、敢えて違法宣言した上で、 結局結論は妥当、とする見解では、違法とさ れる範囲が実際上広がりすぎることになりが ちである。特に尾崎意見には、さらに大きな 問題がある。そこでは、「原原審の措置は合 理的な裁量の範囲を逸脱して違法であるが、

本件においては、原決定もいうように、回答 がなくても少年の非行事実を優に認定するこ とが可能であるから、この違法は決定に影響 を及ぼすものとはいえず、結局本件抗告は棄 却すべきものである」とされているが、少年 法32条は、法令違反、事実誤認、処分不当 をそれぞれ並列的に掲げ、それらが個々に決 定主文に影響を及ぼす場合は独自に抗告理由 となるはずであるから、事実認定と法令違反 を必ずしもリンクさせる必要はなく、法令違 反が決定に影響を及ぼす場合は、事実認定の 当否とは無関係にそれだけで抗告理由になる と解すべきである。「違法」宣言説に意味が あるとすれば、事実が認められても、なお手 続そのものが「違法」であるが故に抗告理由 となるとするのがむしろ論理的である。事実 認定が肯定されれば手続の「違法」が治癒さ れるわけではないであろう。原決定の当否を 審査すべき最高裁判例としては、慎重にもこ の原決定の判断論理は踏襲されていない。な お、川出助教授の見解では、援助協力依頼自 体の当否が「決定に影響を及ぼす法令の違 反」の問題として特別に考慮されるのかどう かは不明であるが、私見によれば、それが具 体的事情のもとで防御権侵害に当たり主文に 影響を及ぼす場合には、抗告理由に当たるこ とになる。

5 いずれにせよ、これまでほとんど論じられることのなかった点について最高裁の立場を示した判例として、本決定の意義は大きく、今後の実務や法改正作業に与える影響は少なくないといえる。原審の判断も本決定も、さらには本決定における尾崎裁判官の意見においても、用語の違いこそあれ、原原審の措置が実質的に「好ましくない」とする点では一致を見ており、今後は、了知させる方向での運用が切に望まれるところである。ただ、適正手続の要請からは、少なくとも規則で規定すべき事項であることに議論の余地は

無いであろう。

#### 〈註〉

- (1) 裁判官の回避に関する少年審判規則32条の解釈を拡張し、少年側に裁判官の回避の措置を求める申立を認める、東京高決平1・7・18(高刑42巻2号131頁)や福岡家決平1・11・20(家月42巻3号116頁)等があり、さらに進んで東京家八王子支決平5・10・8(家月45巻12号116頁)は直截に忌避の申立を認めた。
- (2) 本決定が、従来の「補充捜査」という用語を避け、法律用語に近い、「援助協力」の語を用いたことについて、三好幹夫「少年法 16条に基づく援助協力の依頼により捜査機関から送付を受けた証拠の存在を附添人に了知させなかった措置が違法とはいえないとされた事例」(最高裁判所判例解説 51 巻 4 号 213-214 頁) は、「本件における回答の内容が捜査機関において新たに捜査権限を発動した結果というほどのものではないことから、そのような誤解を避けるために使い分けたものではないかと推察される」としている。
- (3) 本決定では、「送付を受けた回答は、附添 人らがその内容を了知していた捜査書類を要 約したもので、援助協力依頼の時点で既に捜 査報告書にまとめられていたものとか、前記 証人が検察官に事実を認める供述をした際の 様子を記載したものなどであって、これらは 証拠全体の中で重要な位置を占める性質のも のとはいえ | ないとされている。新規性ない し重要性がないとされるところである。しか し、事案を詳細に検討すると、それまで犯行 日時について12日か13日かで揺れていたも のが、特に2月12日付け副検事作成の報告書 におけるEの「断言」により確実になったよ うにも見え、重要性はあったようにも思える。 特に本決定(この点私見も同旨)の判断基準 に従うと、総合判断の中で、回答の「重要性」 そのものではなく「重要性の程度」を問題に しており、援助協力依頼結果は、他の証拠と 相まって証拠全体の価値を決定的に押し上げ

- たとも考えられるのである(前掲最高裁判例解説 218 頁参照)。
- (4) 本決定を評釈した優れた文献は引用文献 以外にも多いが、ここでは、既に詳しく論じ られている点については屋上屋を架すことを 避け、あまり論じられていない点に重きを置 いた。
- (5) 同旨、平場安治「少年法」367頁(有要閣、1987)、近藤和義「少年保護事件における抗告」家月30巻4号85頁等。反対、土本武司「少年の保護処分に対する再審」法時55巻11号68頁等。
- (6) 川出敏裕「少年法 16条に基づく捜査機関 への援助協力依頼により得られた証拠の存在 を附添人に了知させないことの適否」法教 220号 131 頁。
- (7) 小木曽綾「少年法 16条の援助協力依頼により捜査機関から送付を受けた証拠の存在を 附添人に了知させないことの適否」新報 105 巻 8-9号 262 頁も、違憲の問題が生じている ことを指摘するが、31条違反の場合は一律に 証拠排除や裁判の破棄に至らず、具体的事情 のもとで違法の程度を判断してよいとする。
- (8) 吉中信人「少年法の起訴強制手続につい

- て」広法 22 巻 1 号 141 頁参照。ただし、保護 手続に刑事手続の訴訟行為論がそのまま当て はまるか否かについては、なお今後の検討課 題としたい。
- (9) 吉中信人「少年保護観察の理論」広法 20 巻3号143頁以下参照。なお、ダイヴァージ ョンの要請や、わが国審判実務の不処分中心 主義などを強調するあまり、制裁論を等閑視 し、刑訴法的発想を少年司法にそのまま持ち 込む見解も見られるが、害悪の賦課である刑 罰適用と教育的・社会復帰援助的意味の強い 保護処分とを、自由拘束・制限の面に拘泥し てパラレルに扱うことは、保護処分ばかりか 少年司法の存在意義そのものさえ失わせる危 険性がある。実定法上も、抗告に保護処分の 執行停止効がないことや(少年法34条)保護 処分の非刑罰化作用(少年法46条)等があ り、刑罰賦課との関係で保護処分を実質的に 利益処分化していくことが必要と思われる。 もとより手続が適正であることによる教育 的・福祉的効果は論ずるまでもないが、保護 処分自体の問題を棚上げしたままでの議論に は与することができない。

(よしなか・のぶひと)